平成２２年（フ）第３１７３号
愛知県知立市西町宮後31番地１　ロイヤルマンション105号、開始決定時の住所愛知県東海市名和町口前後12番地の２
破産者　西井　勝彦
１　決定年月日　平成23年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９０１号
名古屋市南区鶴田１丁目３番27号　メゾン鶴田101号
破産者　美容室ＳＷＩＴＣＨこと　石垣　智之
１　決定年月日　平成23年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９９２号
愛知県春日井市小野町６丁目３番地10　アベニュー小野102号
破産者　吉川　　剛
１　決定年月日　平成23年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０８３号
名古屋市瑞穂区師長町１番地の２　リリーハイツ瑞穂610号
破産者　オフィスセンプレこと　田阪　博彦
１　決定年月日　平成23年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３１号
佐賀県伊万里市松浦町桃川5812番地
破産者　池田　善勝
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１５号
山口県萩市大字椿東1189番地691、申立時の住所佐賀県西松浦郡有田町中樽２丁目16番16号
破産者　椎葉　惠美
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１６４号
札幌市西区山の手５条10丁目６番７号
破産者　小滝　暁一
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４号
仙台市宮城野区福室５丁目10番17号、開始決定時の住所仙台市宮城野区中野字出花西15番地の１　ネオハイツ中野栄401
破産者　笠原めぐみ（旧姓鈴木）
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
宮城県塩竈市野田19番５号　グリーンフォートレス102号
破産者　佐藤　弘恵
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６３号
仙台市泉区旭丘堤２丁目24番12号
破産者　村上まゆみ（旧姓遠藤）
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
東京都青梅市新町８―10―８、従前の住所宮城県大崎市鳴子温泉字古戸前84番地１
破産者　佐々木達也
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３号
宮城県大崎市岩出山字上川原町95番地10、従前の住所宮城県大崎市古川福浦１丁目22番12号
破産者　村山　英則
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
宮城県大崎市岩出山字上川原町114番地２
破産者　竹中　良司
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎上町裏237番地２、従前の住所宮城県仙台市若林区五十人町110番地　シェトワ101
破産者　佐藤　光恵（旧姓松田）
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
秋田市外旭川八幡田１丁目15番18号　ノーベル梶ノ目102
破産者　髙橋　　勝
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３号
秋田県能代市字大瀬儘下74番地16、前住所秋田市高陽青柳町12番５号
破産者　四季彩しばたこと　柴田　　豊
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８５号
秋田市高陽青柳町15番48号
破産者　佐々木　茂
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６４号
山形県尾花沢市大字鶴子560番地
破産者　伊藤　良一
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部